



使おう！マイナ保険証

12月2日以降、現在使用されている保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードを保険証として利用する「マイナ保険証」の普及が進められています。「マイナ保険証」を使用するメリットをご紹介します。ぜひ、「マイナ保険証」の活用をご検討ください！



【メリット①】 あなただけの医療！

過去のお薬情報や健康診断の結果をマイナポータルで確認できるので、身体の状態や他の病気を推測して、**より良い治療**に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。



【メリット②】 限度額申請の手続き不要！

高額な治療を受けるときなどに窓口で申請する「限度額適用認定証」。マイナ保険証なら、**申請手続き無し**で支払いを自動的に自己負担限度額までに抑えることができます。



👉 マイナンバーカードを保険証として使うにはどうすれば…？

マイナポータルから利用登録できます。スマートフォンからアクセスして登録する方法や、病院等にある顔認証付きカードリーダーからアクセスする方法もあります。この時、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書パスワード（4桁）が必要になりますのでご準備ください。

えッ今手元にある保険証、12月2日以降は使えないの…？



保険証に記載されている有効期限までは使えます！

例えば、12月2日以降に保険証の有効期限が切れた場合や、保険証を紛失してしまった場合に、今までと同じ保険証は発行されません。

ただし、マイナ保険証を持っていない人も、「資格確認書」があれば今までどおり病院受診ができます。「資格確認書」は、一斉更新時期の8月1日までに、マイナ保険証の利用登録をされていない方へ郵送されます。

※ご注意ください！

マイナ保険証の有無にかかわらず、就職・退職した際や、引っ越し等で国保加入・脱退した際の手続きは、今までどおり役場窓口にお越しいただく必要があります。

【問合せ】 役場住民課 TEL：82-1112

